

寄付金に対する免税措置

学校法人別府大学に対するご寄付は、税法上の優遇措置（寄付金控除）を受けることができます。

1. 個人の場合

学校法人別府大学へのご寄付は、平成 23 年度税制改正により、優遇措置（寄付金控除）として既存の「所得控除」に加え、寄付者自身の選択により、新たに「税額控除」の適用も受けられるようになりました。また、ご寄付された方は、確定申告の際に「税額控除」又は「所得控除」のいずれか有利な寄付金控除を選択することができます。

新たな「税額控除」については、寄付金の約 40%を所得税額から控除することができます。この寄付金控除額の具体の目安としては、次の寄付金控除の比較表の「減税額の例」欄のとおりとなり、多くの場合、この「税額控除」を選択する方が有利となりますが、実際の確定申告に際しては、お近くの税務署又はご担当の税理士へご相談ください。

寄 付 金 控 除 比 較 表

	税 額 控 除	所 得 控 除
優遇措置の内容・効果	所得税額から直接控除するため、既存の所得控除と比較して、ほとんどのご寄付について減税効果が大きくなります。	課税前の所得金額から控除を行った後に税率を掛け所得税額を算出します。所得金額に比して寄付金額が大きい場合には、税額控除より減税効果が大きくなります。
寄付金控除額	(寄付金額 (※1) - 2,000 円) × 40% (※2)	寄付金額 (※1) - 2,000 円
手続時期	確定申告時(翌年 2 月 16 日～3 月 15 日)	
手続方法	寄付金控除に係る証明書(写)と銀行が発行した払込金受領証を確定申告書に添付して所轄税務署に提出してください。	
寄付金控除に係る証明書	税額控除に係る証明書 発行日から 5 年間有効です。	特定公益増進法人証明書 発行日から 5 年間有効です。
減税額の例	<p>【例】課税される所得金額 (※3) が 500 万円の方が 10 万円を寄付した場合</p> <p>(10 万円 - 2,000 円) × 40% = 39,200 円</p> <p>減税額 <u>39,200 円</u></p>	<p>〔課税される所得金額 (※3) : (所得金額) - (寄付金控除額)〕 × 税率 = 所得税額</p> <p>寄付金控除額 10 万円 - 2,000 円 = 98,000 円</p> <p>減税額 98,000 円 × 20% (注) = <u>19,600 円</u></p> <p>所得税の税率については、平成 23 年所得税額表 (※4) を参考にしてください。税率は、5% から 40% まで 6 段階あります。</p>
備 考	平成 23 年 1 月 1 日以降のご寄付より適用されません (※5)。	

※1・・・年間の寄付金合計額が年間の総所得金額等の 40%を超える場合は、40%に相当する額が限度となります。

※2・・・寄付金控除額は、所得税額の 25%が限度となります。

※3・・・課税される所得金額は、所得金額(給与所得者の場合は、給与収入－給与所得控除額をいう。)から所得控除額(社会保険料控除、扶養控除など)を控除した金額となります。

※4・・・平成 23 年所得税額表(平成 23 年 6 月 30 日現在法令等)

課税される所得金額(a)	税率(b)	控除額(c)
195 万円以下	5%	0 円
195 万円超 330 万円以下	10%	97,500 円
330 万円超 695 万円以下	20%	427,500 円
695 万円超 900 万円以下	23%	636,000 円
900 万円超 1,800 万円以下	33%	1,536,000 円
1,800 万円超	40%	2,796,000 円

〈所得税額の計算〉 $(a) \times (b) - (c) = \text{所得税額}$

※5・・・税額控除は、平成 23 年 6 月の税制改正により新たに適用されることとなりました。

(注) 学校の入学に関する寄付金につきましては、寄付金控除の対象から除外されますので、ご注意ください。

2. 法人の場合

企業等の法人から学校法人別府大学への寄付金は、法人税の確定申告に際し、当該事業年度の損金に算入されますが、次の①と②では損金に算入される額が異なります。

① 特定公益増進法人(学校法人等)に対する特定寄付金として寄付された場合は、一般の損金算入限度額と同額の損金算入額が別枠で認められます。

この寄付金による確定申告に際しては、学校法人別府大学が発行した「寄付金領収証」と「特定公益増進法人証明書(写)」を法人税申告書に添付して所轄税務署に提出してください。

② 日本私立学校振興・共済事業団を通じ、寄付者が指定した学校法人に寄付していただく受配者指定寄付金制度により寄付された場合は、寄付金全額が当該事業年度の損金に算入できます。

この寄付金による確定申告に際しては、学校法人別府大学を経由してお送りします日本私立学校振興・共済事業団発行の「寄付金受領書」を法人税申告書に添付して所轄税務署に提出してください。

お問合せ先

学校法人別府大学法人事務局財務部

〒874-8501 別府市北石垣 82

Tel : 0977-67-0101(受付時間 土日祝日を除く 9:00~17:30)

Fax : 0977-66-9696

e-mail : bekeiri@po.d-b.ne.jp